

【論考】

日本における国内情報センター（NIC）の設立

-学位・資格の承認に関わる今後の展望-

Establishment of National Information Center (NIC) in Japan: Future Prospects for Recognition of Qualifications

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部 准教授 野田 文香

NODA Ayaka

(Associate Professor, Research Department,

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education)

キーワード：ナショナル・インフォメーション・センター（NIC）、東京規約、qualifications

1. はじめに

グローバル化の進展とともに学生の国際流動性は高まり、第三段階教育で学ぶ外国人留学生の総数は、全世界で2000年の210万人から2017年には530万人以上へと急増している¹。我が国においては、留学生30万人計画の後押しもあり、現在日本で学ぶ外国人留学生数は30万人に届く勢いである。日本人の海外留学者数については、2005年以降の減少によって若者の内向き志向が問題視されたが、政府は、国際的な産業競争力の向上を目指してグローバル人材育成支援事業および大学の世界展開力強化事業（2012）や「トビタテ！留学 JAPAN（2014）」など様々な施策を打ち出し、海外に飛び出す日本人の数は着実に増加している。さらに、少子高齢化の加速化とともに日本の18歳人口が2040年には88万人（現在規模の7割程度）まで減少し続ける推計²が出される中、大学進学者数や労働人口の縮小の懸念が示され、それを補強するための外国人留学生や社会人学生の受入れ支援策、外国人労働者の誘致へのニーズはより高まっていくことが見込まれる。

このような状況で課題となるのが、国内あるいは国境を越えた人的モビリティから生じる学位・資格などの多様な“qualifications”の比較可能性や互換性、相互の評定・承認を進めるための制度やインフラの整備である。外国の教育制度を理解し、各学位・資格にかかわる正確な情報を更新し、ま

¹ UNESCO Institute for Statistics (UIS): <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryid=169#>

² 中央教育審議会（2018）『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/12/20/1411360_1_1_1.pdf

た自国の情報を発信していくことは、国際モビリティを円滑に進めていく上で世界的にも急務の課題となっている。そのインフラの一つとして、2018年の東京規約の発効とともに、日本において国内情報センター（National Information Center: NIC）が立ち上げられた。本稿では、2019年9月、NICとして、(独)大学改革支援・学位授与機構が設立した「高等教育資格承認情報センター」の概要に触れるとともに、その背景や経緯などを概観する。また、学位・資格などの qualifications をめぐる世界的議論を紹介し、学位・資格の承認に関わる今後の課題について整理したい。

2. ユネスコ地域規約を取り巻く背景

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO, 以下、ユネスコ）は、世界平和の実現のため教育・科学・文化領域における国際連携の促進を目指し、1946年に創設された国際連合の専門機関である。高等教育分野での事業展開も行っており、地域や国の経済・文化・技術発展や教育アクセスの平等性、生涯教育の促進、教育の質の保証や向上を掲げ、設立後間もない1947年頃には、既に高等教育の学位・資格（qualifications）の承認について議論を始めている。ユネスコは、1970～1980年代にかけて各地域内において学生や研究者などの国際モビリティを促進することを目的に高等教育の学位・資格の相互承認に関する地域規約を打ち出し、ラテンアメリカ・カリブ海（1974）、地中海（1976）、アラブ（1978）、欧州（1979;1997）、アフリカ（1981;2014）、アジア太平洋（1983;2011）と6つの地域へと展開している。このように、モビリティに係る質保証の国際連携枠組みの構築に関して、ユネスコは国際勧告という形で大きな役割を果たしてきた。本節では、その中で主に日本に影響のある規約についてその背景を確認する。

2.1 バンコク規約（1983）－国際経済競争の激化と国際モビリティの促進期

「アジア太平洋における高等教育の学業、卒業証書及び学位の承認に関する地域規約（通称：バンコク規約）: Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas, and Degrees in Higher Education in Asia and Pacific (1983 Bangkok Convention)」は1983年にバンコクにて締結されたアジア太平洋の最初の地域規約である。バンコク規約は、締約国が教育・研究資源の共同利用や生涯教育の促進に伴う国際的な資格承認にかかわる対話を政府間で共同展開できるよう、アジア太平洋地域初の国際プラットフォームとして位置づけられる。当規約には、資格承認の対象に国家資格や職業資格が盛り込まれていたこともあり、日本は批准にいたっていない。バンコク規約を含め、1970～1980年代に採択されたいわゆる第1世代の地域規約は、労働市場へのアクセスなど職業人のモビリティを内容に含めていた一方で、以下に述べるリスボン承認協定や東京規約などの1990年代以降の第2世代となる地域規約は、学生や研究者交流などの学術モビリティに焦点を当てている（UNESCO, 2015）。

バンコク規約が採択された1980年代は、世界的に高等教育進学者数が爆発的に拡大し、人材の国際

モビリティを高めるプログラムが欧州を中心に次々と打ち出された時代である。国際経済競争が激化した1980年代、米国や日本の急速な経済成長に遅れをとった欧州は、知識基盤社会の構築のために域内の高等教育の法的基盤を整備し、財政状況の厳しい加盟国の学生や研究者に対して域内モビリティを高めるための財政支援策を打ち出している。1986年のコメット（COMETT: Community Programme for Education and Training for Technology）や1987年のエラスムス（ERASMUS: European Community Action Scheme for the Mobility of University Students）などの国際モビリティを促す学生交流・研修プログラムが国際ネットワークベースで次々と展開され、1993年には、職業教育の協働ネットワークを強めるペトラ（PETRA: Action Program for the Vocational Training of Young People）プログラム、1996年には研究者の交流促進を図ったマリーキュリー（Marie Curie Action）プログラムが構築された（野田、2019b）。

2.2 リスボン承認協定（1997）—国境を越えた資格の承認と質保証への需要拡大

このように、異なる国・制度間の人的モビリティが活発になるにつれ、相互の学位や学修歴、取得単位数などの承認や互換性、整合性を判断する根拠が必然となってくる。学生や研究者などの国境を越えた自由な移動を促進することを目的に、1997年4月に欧州評議会とユネスコが共同で「リスボン承認協定（The Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region）」を打ち出した。欧州の最初の地域規約は既に1979年に採択されており、当協定はこれを改訂したものである。リスボン承認協定は、欧州域内で獲得される学位・資格の評定や承認に関する多国間の法的枠組みであり、外国の学位・資格を評価する際、例えば修業年限などに差異があったとしても、それが「実質的な相違（substantial differences）」と判断されなければ、自国制度の類似する学位・資格として承認されるべきと規定している（Council of Europe, 1997）。実質的な相違があるかどうかの判断を含め、外国の学位・資格をもつ志願者の入学、編入学、就職、採用などの可否については、権限ある承認当局（Competent Recognition Authority）の判断に委ねるとした。そして、学生や卒業生、雇用主や高等教育機関などに対して外国の学位・資格の承認に関する情報提供を行う国内情報センター（NIC）の設立がここで提言されている。さらに各国のNICは、欧州NICネットワーク（European Network of Information Centres in the European Region: ENIC）を構築することも規定された。

2.3 東京規約（2011）—NICの整備と多様な学びに対する質保証

欧州の動きに倣い、NICの整備や人的モビリティの拡大がより期待されるアジア太平洋地域において、バンコク規約（1983）を更新する形で新たな規約が2011年に東京にて締結された。「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）: The Asia-Pacific Regional Convention on

the Recognition of Qualifications in Higher Education (2011 Tokyo Convention)」である。これは、バンコク規約が職業資格を含む等の課題があったこともあり、2007年以降に日本政府の主導によって新しい規約案として審議が進められていたことも背景にある。バンコク規約（1983）以降、高等教育を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきた。進学率の上昇に伴う高等教育の大衆化と学生の多様化、技術革新の進展に伴う学習方法の転換、グローバル化に伴う国際移動の活発化など、多様で流動的な社会の変化に高等教育界がいかに対応していくかが恒常的な課題となっている。高等教育の大衆化に伴って学位・資格のインフレーションが起これ、さらにディプロマ・ミルと呼ばれる信用度の低い学位の問題も顕在化するなど、高等教育や学位・資格の質を保証する動きが1990年代頃から拡大している。

日本は、2017年12月5日に東京規約への加入を決め、翌年2月にこれが発効した。当規約の締約国は、締約順にオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン市国、トルコ、モンゴルである。本規約によって、各締約国が高等教育に関する情報を提供する国内情報センター(NIC)を設置し、それを維持するために適切な措置をとっていくことが義務付けられた(第八・三条)。NICの形態や機能は各国により異なり、外国の学歴・資格の承認に責任を有する機関を、引き続き、「権限ある承認当局(Competent Recognition Authority)」と定めている。

NICが提供する情報には、どのような内容が求められているのか。東京規約第八・一条によると、「各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの教育機関及び自国の質の保証の制度に関する適切な情報を提供する(文部科学省、2011、p. 18)」とし、この情報には、(a) 自国の高等教育制度に関する説明、(b) 自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及び各種の高等教育機関の典型的な特徴の概要、(c) 自国の高等教育制度に属する承認され、又は認定された高等教育機関(公立及び私立)の一覧であって、各種の資格を付与するこれらの高等教育機関の権限並びに各種の高等教育機関に入学し、及び各種の課程を受講するための要件を示すもの、(d) 質の保証の仕組みに関する説明、(e) 自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧を含めることが定められている。

また、これまでの地域規約に続き、東京規約においても重要な考え方となるのが、資格保有者の権利を確保するため、承認申請がされた資格の評定が「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」となるように締約国は適切な措置をとらなければならないとしている点である(第三・一条)。さらに、その基準や手続きは、「透明性、一貫性、信頼性、公平性」が原則で、「差別的でない」ものとし、資格の評定や承認に係る決定を合理的な期間内に行うことが求められている。仮に外国資格の承認を与えない場合は、権威ある承認当局がその拒否理由を表明することが明記されている(第三・

五条)。

2.4 地域規約から世界規約へ

6つの地域規約を展開してきたユネスコは、各地域内のモビリティに留まらず地域間が協働し、よりグローバルな規模で国際流動が活性化していくことを目指して、2019年11月に第40回ユネスコ総会で「高等教育の資格の承認に関する世界規約（世界規約）：Global Convention on the Recognition of Qualifications Concerning Higher Education」を制定した。当規約は、締約国が互いの教育制度や、資格承認および質保証の方法を共有することによって、世界中の学生達が多様な教育制度で学ぶ機会をもち、公正で透明性のある評価を受けることを可能とし、不当な評価を受けた場合は差別に対して闘う権利があるとしている。これは、ユネスコが掲げる高等教育へのアクセスの平等性・公平性の理念につながるものである。さらに締約国間で資源を有効活用することで、よりよい質を伴った教育を提供することができ、未来の人的資源を育てることにより雇用可能性やモビリティが高まり、ひいては地域の経済発展に結びつくことが文脈として期待されている。

3. 国内情報センター（NIC）の設立

3.1 日本の大学が第三者情報提供サービスに期待すること

日本が東京規約に加盟したことで最も大きなインパクトとなったのが、国内情報センター（NIC）の立ち上げといえるだろう。上述の通り、東京規約において締約国は、自国の高等教育制度や質保証制度について適切な情報を相互に提供することが求められている。これまで日本には、入学資格審査を含む外国資格評価を行う際、一元的に参照できるような包括的な情報システムが存在しておらず、主に個別の大学や部局（学部または研究科）などが担当の教職員の知識や経験に頼るケースがほとんどであったといえる。あるいは、自機関に在籍する教員に照会する、一般に無料公開されている文献やwebサイトを活用する、当該国の大使館に問い合わせるなど、多様なルートで情報収集を行ってきたのが現状である（芦沢・太田・黒田、2012；大学評価・学位授与機構、2016）。

学生モビリティに関する情報提供のあり方について大学評価・学位授与機構（現：大学改革支援・学位授与機構）³が大学に対して行った調査（2016）によると、外国の学修履歴をもつ出願者の出願資格の審査業務に際し、大学が確認している事項は、「高校卒業資格や学位等の資格」「学校教育を受けた期間の合算年数」が最も多く（約8割）あげられている他、「出願者が各教育課程に実際に在籍した年数」「在籍した教育課程の標準修業年限」について確認していることが報告されている。

³ 大学評価・学位授与機構（調査時の名称）が行った『学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書（2016）』独立行政法人大学評価・学位授与機構 http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/rsc/no17_mobility_report_full.pdf

一方、出願資格審査の過程で、「情報源の確保」「証明書の内容確認」「外国の教育制度に関する情報収集」については、7, 8割の回答大学が困難であると認識していることがわかった。特に、情報収集が困難な国・地域については、学士課程・大学院課程ともに中国をはじめとするアジア地域が多い。また、個々の出願者の出身校が外国から認可されているかどうかを把握しているのは学士課程で3割、大学院課程で24%であり、一部に出願者の資格の質が担保されているかどうか十分に確認できないまま審査が進められている実態も指摘されている。

このような現状を踏まえ、第三者機関による情報提供サービスを期待する声が高まっている。同調査（2016）によると、外国での学修履歴を持つ者の入学や編入学資格を判定する上で、第三者機関による一元的な情報提供サービスがあればよいと考えたことがある大学関係者は、学士課程（80%）・大学院課程（78%）ともに肯定的回答を示している。特に、「一般的な教育制度」や「標準修業年限」に関する情報提供を求める声が多いことが明らかになっている。さらに、学士課程の入学選抜方法を書類審査のみに依拠している場合は、申請者資格について、標準修業年限の他に当該教育機関が母国で認可・認証されているかどうかについて、第三者機関からの情報を期待する声もあがっている。

3.2 日本におけるNICの設立（2019）－高等教育資格承認情報センター－

東京規約の発効に基づき、日本では公式の国内情報センター（NIC）として、2019年9月1日に大学改革支援・学位授与機構が「高等教育資格承認情報センター（National Informational Center for Academic Recognition Japan）」を設置した。当機構のNICは、日本の高等教育資格の国際通用性の確保および諸外国との円滑な資格の承認に貢献することを目的とし、以下の4つ－①日本の教育制度・資格に関する情報、高等教育機関一覧の外国への提供、②東京規約締約国を主とした外国の教育制度・資格に関する情報提供、③諸外国の国内情報センター等との連携、④各種調査研究－を業務内容に定めている。

情報提供の機能を果たすにあたり、データベースの構築は重要となってくる。高等教育資格承認情報センターが開設したウェブサイト⁴には、日本の教育制度、高等教育機関一覧検索、外国の教育制度などの情報が公表されている。外国の関係者に対しては、日本の教育制度や学位・資格等の情報発信が重要である。その中身は、①基本情報・教育制度の概要、②高等教育機関の種類、③高等教育資格、④高等教育機関への入学、⑤質保証制度、⑥学習成果の評価の項目に整理され、主に海外に対して正しい制度への理解を促し、日本の資格に対する適切な評価につながるよう支援を行っている。さらに、東京規約が対象とする約4,000の高等教育機関（大学⁵、高等専門学校、専門学校、省庁大学校）のリストを日本語および英語で公開している。機関情報には、学校名や住所、教育機関の種類、授与する

⁴ <https://www.nicjp.niad.ac.jp/>

⁵ 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院を含む。

資格などの基本情報の他、資格取得の要件や授与機関、標準修業年限、必要単位数、ISCED、資格取得後の進学先や接続可能な資格の情報が記載されている。

さらに、認証評価の受審状況も公表されており、この一覧リストに掲載された教育機関は国内でお墨付きを得ていることを前提としているため、ディプロマ・ミルなどの回避を含め、外国の担当者が日本の資格保有者の資格審査を行う際の信頼性や効率性の確保につながることを期待する。外国の教育制度等については、①NIC、②教育担当官庁、③教育制度、④質保証制度、⑤高等教育機関の一覧、⑥国家資格枠組み、⑦大使館、⑧その他関係機関の項目についてリンク情報が整理されている。他に、14の国々について高等教育制度や質保証制度をまとめた刊行物も照会している⁶。今後、外国の学歴・資格や学修履歴を日本の大学などが評価する際の支援になるような情報を継続的に更新していくことが求められる。

3.3 求められる地域間NICネットワークの強化

外国の教育・資格制度や質保証制度を理解するにあたり、自国内でその情報を収集することや、資格の評定・承認が適切に行われたかどうかを確認することにはやや限界がある。NICが持続可能なものとして効率的に機能するには、各国間の情報共有やネットワークが不可欠である。この点において、例えば欧州では、域内の学位・資格の相互承認や学生交流などを促進するため、各国の高等教育制度や質保証制度の概要、高等教育機関一覧など、各国が情報提供をすべき項目について共通化を図った地域のNICネットワーク、ENIC-NARIC(European Network of Information Centres-National Academic Recognition Information Centres)がある。ENICはユネスコと欧州評議会との協力によって1994年に構築され、既述の通り1997年のリスボン承認協定で制定されている。NARICは、学修歴や学位の承認促進のための学術承認情報センターとして欧州委員会によって1984年に設置され、ENICネットワークと類似するが、欧州連合(EU)の文脈である。二つの連携ネットワークであるENIC-NARICは、欧州委員会、欧州評議会、ユネスコとの協働によって確立された情報ポータルシステムであり、各国NIC間の協力や連携をもとに相互関係を構築している(ENIC-NARIC. net, 2018)。

アジア太平洋地域においても、NICのネットワーキングが進められており、2018年10月、韓国・ソウルで開催された第1回東京規約委員会会合では、アジア太平洋地域としてのNICのネットワークの構築が提案されている。この流れを受け、2019年9月にタイ・バンコクで開催された第2回東京規約委員会会合において、アジア太平洋地域におけるNICネットワーク(Asia-Pacific Network of National Information Centres: APNNIC)が構築された。

⁶ <https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>

4. 学位・資格の承認にかかわる今後の展望—「インプット」から「アウトカム」重視へ

4.1 Qualifications を取り巻く世界的議論

馴染みのない外国の qualifications を日本のどの学位・資格と同等とみなすか、逆に日本の学位・資格をもって海外に出た者がいかにスムーズに次の就学・就労ステップを踏めるかなど、qualifications の国際通用性を担保することは重要である。この qualifications をめぐり、現在、世界的にはどのような政策議論が進められているのであろうか。

まずその前に、日本語に当てはめることの難しい“qualifications”の用語について整理したい。経済協力開発機構（OECD）（2007）は、“qualifications”を「個人が所定の水準の知識、スキルおよび/または幅広いコンピテンスを習得したことを管轄機関が認めた際に得られるもの」と説明している。欧州連合理事会も、「個人が所定の水準のラーニングアウトカムを習得したことを管轄機関が認めた際に得られる評価や承認プロセスの公式なアウトカム」とし、これを後に説明する欧州資格枠組み（EQF）の qualifications の定義とした（The Council of the European Union, 2017）。資格、学位、称号、証書、免許などの総称に相当する用語について、欧州では“qualifications”、米国では“credentials”、仏国では“certifications”と、国や地域により異なる表現がなされるが、資格が「所定の水準（a given standard）」のアウトカムに達したことを前提とする点は、共通にみられる定義である（野田、2019a）。

現在、qualifications に関する国際的議論の焦点は、qualifications のインフレーションに伴う混乱や、各 qualification に対する社会の共通理解の欠如、教育訓練と労働市場のコンピテンスのミスマッチなどの問題であり、資格内容の透明化や人的モビリティの活性化、教育訓練と職業間の接近が強く求められている。このような問題に対処するため、欧州やアジアをはじめとする各国政府は、qualifications を政策ツールとし、学位・資格などの整理や教育訓練制度の改革などを進めている。

近年、我が国においても、職業教育の格上げなどにみられる各教育セクターの変革、学位・資格のインフレーション問題、学修成果（アウトカム）の可視化への需要拡大など、高等教育を取り巻く環境が大きく変化している。既述の通り、外国資格の評定が、「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」とする東京規約（第三・一条）の考え方は、現在、教育界や産業界をはじめ、社会で求められているアウトカム基盤型（outcome-based）の発想が反映されているといえる。国際通用性を伴った質保証の観点から、学位・資格の保有者に求められるアウトカムをいかに客観的で透明性のあるものとして示せるか、つまり各 qualification の質を担保するためにどのような参照ツールを用意すべきかについても、具体的な議論が求められるであろう。

4.2 学位・資格枠組み（National Qualifications Framework）がなぜ必要か？

現在、国内の qualifications の情報を一元的に整理し、その可視化を試みる参照ツールとして、学

位・資格枠組み（National Qualifications Framework：以下、NQF）なるものが世界中で開発されている。NQFは、学術教育や職業教育などこれまで別々に制度づけられ、運営されてきた多様な教育訓練セクター間の関係を明らかにし、各セクターで獲得される qualifications に求められるアウトカムや水準を設定することで、自国内そして対外的にその内容に対する理解を深めることを目的としたプラットフォームである。NQFを参照することで、国内外の学位・資格の比較可能性や同等性を確認し、ゆくゆくは円滑な国際流動性を高めていくことが期待されている。NQFを導入または検討する国は、近年、急速に増大し、2019年時点で150ヶ国以上と報告されている（CEDEFOP, ETF & UNESCO, 2019）。主要国では、現時点では米国と日本のみがNQFを有していないという指摘がなされていたが、米国についてはルミナ財団（2015）がNQFに相当する Credentials Frameworkを開発しており、またアジアでも ASEAN Qualifications Reference Framework（AQR）の議論が進むなど、NQFの取組は世界的な流れとなっている。

NQFには多様な役割が期待されており、その導入目的には、国内に共有されるアウトカムの策定、入学や編入学などの学習者のセクター間のモビリティ促進、教育訓練と労働市場との接続、継続教育や生涯教育の推進、または国や地域によっては職業教育訓練セクターの地位向上を図ることなどがあげられている（Allais, 2014; UNESCO Institute for Lifelong Learning, ETF, & CEDEFOP, 2015）。また、NQFを高等教育機関やプログラムなどのアクレディテーションに活用する国があるなど、教育訓練の質保証システムの一環としても機能している。ただ何よりも、国内で複雑化・拡大化する qualifications を国の制度として整理し、半ばカオス状態の学位、資格、証明書、ディプロマなどの相対的な価値判断にあたり、これまでの曖昧さを軽減することを第一の目的としている（Castejon et al, 2011）。当該国の国民が、自国の教育制度を正確に説明できないというのは珍しいことではない。例えば、日本においても中等後教育の学位（称号）の構造や名称は多様化し、2019年春に誕生した専門職大学や専門職短期大学をはじめ、既存の専門職大学院や高等専門学校、専修学校専門課程などの職業教育から生まれる学位や称号（修士（専門職）、学士（専門職）、短期大学士（専門職）、準学士、高度専門士、専門士など）の差異や相互関係性などが社会において十分に共有されているとは言い難い。海外のみならず国内においても、各資格の内容や、資格間の相対的な違いや関係性が第三者に分かりにくいといった、いわゆる資格の価値説明や質保証に関わる問題が指摘できる（野田、2019a）。

欧州で2008年に地域参照枠組みである「欧州資格枠組み（European Qualifications Framework：以下、EQF）」が構築されたのも、資格の種類が多様化や複雑化が引き起こした「qualificationsのインフレーション（Allais, 2014, p. 243）」への対応として、資格情報の整理が急務であったことも背景にある。EU加盟国の20の国々において、異なる教育訓練制度により付与されたディプロマやサーティフィケートなどの価値を判断することは実質的に困難であり、各国の異なる資格の同等性または比較可能性を高めるための翻訳装置として、各国のNQFをEQFに対応させることが求められたのであ

る。資格の基礎要素にアウトカムを掲げた EQF の導入は、これまでのインプット情報を中心とした資格説明に対して大きな転換をもたらした (Bieber, 2016)。アウトカムを重視した各国 NQF の急増は、カリキュラムや資格水準の再編成、教育訓練方法のあり方にも影響を及ぼしつつあるといわれている (野田、2017)。

NQF を有していない日本において共通の枠組みとして求められるものは、さしあたり、国内外において分かりにくい学位・資格の情報を「見える化」することが第一義的な目標になるであろう。その上で、①どの qualification が他のどの資格と同等か (ただし同質というわけではない)、②各 qualification にどのようなアウトカムを定めるか、など参照情報を整備していくための議論を展開していくことが重要になってくる。

5. おわりに

本稿では、日本における高等教育資格承認情報センター (NIC) の立ち上げ (2019 年 9 月) にあたり、その背景となるユネスコ規約の経緯や意義に触れた。また、学位・資格などの qualifications の承認をより信頼性のあるものとする参照ツールの一つとして国の共通の学位・資格枠組み (NQF) に期待される役割と課題について紹介した。

東京規約を大きな文脈で捉えると、当規約は、締約国間の協力の強化・拡充を図ることで人的潜在力を最大限に活用し、最終的にはアジア太平洋地域の経済、社会、文化及び技術的な発展を目指すものである。ユネスコ・バンコク (UNESCO Bangkok, 2018) によれば、このビジョンは国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の第 4 領域の「教育」に関する目標 (SDG4-Education 2030) の核となるものであり、高等教育へのアクセスの機会平等と並んで、教育モビリティの活性化は地域発展には不可欠である。この文脈においてアジア太平洋地域の発展が大目標であり、国際モビリティを促進していくことはそのためのひとつのアプローチと位置づけられる。

そして、高等教育の進学率上昇と国際モビリティの活性化など「量」が拡大した現在、その「質」をいかに担保していくかが国際的議論の大きな焦点となっている。つまり、国際モビリティに関わる資格の評定・承認には、「質保証」を併せて考えていくことが不可避であり、その前提には、学位・資格などの qualifications は学習時間や期間などのインプット情報ではなくアウトカムに基づく、という考え方が主流になっていくであろう。これまで学位や資格の授与や承認にあたり、その価値判断は修業年限や単位数、履修科目など外形的な情報に頼っていたところを、当該学位・資格 (場合によっては当該分野の学位・資格) を取得した際にどのような知識・技能・能力を獲得することが期待されているか、というアウトカムベースの視点への転換が図られている、というのが現在の動きである。前述の通り、東京規約は、資格の評定が「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」となるように措置をとらなければならないという考え方に基いており、さらに、従前学習 (prior-learning)

や部分的な学習 (partial studies)、非伝統的な学習 (non-traditional modes) の承認 (UNESCO, 2011) など、我が国にとってはまだ議論が十分に始まっていない多様な学習のあり方にも言及している。これらは、まさにアウトカムベースの発想を前提としている。日本においても多様な学習形態に基づく学修履歴をどう判断するかという点から、その根拠となる評価基準・方法をアウトカムベースの考え方から整備していくことがこれからの論点となっていくことが予想される。

情報提供をミッションとする NIC にとって、自国および他の締約国の高等教育制度 (各種の高等教育機関の概要や特徴も含む) や質保証の仕組み、資格などについて正確で最新の情報を確認し、高等教育機関の国際通用性、接続性を高めていくことは重要である。そのステージを整えつつ、資格の評価・承認を円滑に進めるため、外国で取得された学位・資格の読み替えができる参照枠組みやシステムを整備しておくことも、今後の課題となるであろう。

参考文献

- Allais, S. (2014). *Selling out education: National qualifications frameworks and the neglect of knowledge*. Rotterdam: Sense Publishers.
- 芦沢真五・太田浩・黒田千晴 (2012) 「第7章 日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」黒田一雄編著『アジアの高等教育ガバナンス』172-199. 勁草書房
- Bieber, T. (2016). *Soft governance, international organizations and education policy convergence: Comparing PISA and the Bologna and Copenhagen processes*. UK: Palgrave Macmillan.
- Gastejon, J. M., Chakroun, B., Coles, M., Deij, A., & McBride, V. (2011). *Developing qualifications frameworks in the EU partner countries: Modernising education and training*. European Training Foundation (ETF). UK & USA: Anthem press.
- CEDEFOP, ETF, & UNESCO. (2019). Global inventory of regional and national qualifications frameworks 2019.
- 中央教育審議会 (2018) 『2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afield-file/2018/12/20/1411360_1_1_1.pdf (2019年11月1日)
- Council of Europe. (1997). The Lisbon recognition convention.
https://www.coe.int/t/dg4/highereducation/recognition/lrc_en.asp (2019年11月10日)
- 大学評価・学位授与機構 (2016) 『学生移動 (モビリティ) に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書』大学評価・学位授与機構
- ENIC-NARIC.net. (2018). About the ENIC-NARIC Networks. <https://www.enic-naric.net/welcome>

to-the-enic-naric-website.aspx (2019年11月10日)

文部科学省 (2011) 『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約 (和文)』

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/_icsFiles/afieldfile/2018/02/06/1399120_001.pdf

(2019年10月10日)

野田文香 (2019a) 「第2章 “Qualifications” とインテグリティ」 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著 『高等教育機関の矜持と質保証：多様性の中での倫理と学術的誠実性』 153-168. ぎょうせい

野田文香 (2019b) 「第3章 欧州の高等教育改革-ポローニャ・プロセスが目指す調和と標準化-」

藤本昌代・山内真理・野田文香編著 『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成：国境を越えた人材流動化と国際化への指針』 71-94. 白桃書房

野田文香 (2017) 「フランスの高等教育における分野別コンピテンス育成をめぐる国家資格枠組み (NQF) の役割と機能」 『大学教育学会誌』 39(2) 76-84.

OECD. (2007). Qualifications systems: Bridges to lifelong learning.

<https://www.oecd.org/edu/skills-beyond-school/38465471.pdf> (2019年10月5日)

The Council of the European Union. (2017). Council recommendation of 22 Mar 2017 on the European Qualifications Framework for lifelong learning and repealing the recommendation of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning. <https://ec.europa.eu/ploteus/sites/eac-eqf/files/en.pdf> (2019年10月15日)

UNESCO. (2011). Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education 2011. http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html (2019年10月10日)

UNESCO. (2015). Draft preliminary report concerning the preparation of a global convention on the recognition of higher education qualifications. UNESCO: Paris. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000234743> (2019年10月15日)

UNESCO. (2019). UNESCO Institute for Statistics (UIS) <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryid=169#> (2019年10月4日)

UNESCO Bangkok (2018). The Tokyo Convention - A new era for mobility and internationalisation of higher education in the Asia-Pacific. <https://bangkok.unesco.org/content/tokyo-convention-new-era-mobility-and-internationalisation-higher-education-asia-pacific> (2019年10月4日)

UNESCO Institute for Lifelong Learning, ETF, & CEDEFOP. (2015). Global inventory of regional and national qualifications frameworks, Vol II: National and regional cases.